

## 気候変動と人権 ～世界の気候変動訴訟～

2021年12月6日

オリーブの樹法律事務所

弁護士 牛島聡美

# 全体の構成



1. 気候変動訴訟 アメリカ合衆国1343件、他488件(2021年)  
アメリカ 2008年で50件を超えていた

2. アメリカの気候変動訴訟の3例

- ①最高裁 (対EPA)
- ②最高裁 (対企業)
- ③高裁 (対企業)
- ④アメリカの私的司法長官理論等

3. オランダの2例

- ①オランダ最高裁 2019年12月20日
- ②ロイヤルダッチシェル判決 2021年5月26日

4. 補足 ①アメリカジュリアナ訴訟、②ドイツ憲法訴訟、③パキスタン義務付け判決

# 2021年11月段階

---



アメリカ・コロンビア大学Sabin気候変動法センター  
(Sabin Center for Climate Change Law)による

- ・アメリカ合衆国 1343件
- ・日本 4件掲載
- ・その他 484件(ベルギー2件、コロンビア2件、インドネシア1件、フランス14件、エクアドル1件、イタリア1件、ケニア1件、メキシコ5件、オランダ4件など)

# 2008年3月段階

---



- Natural Resources Defense Council、及び Katrina Wyman(ニューヨーク大学准教授 当時)によると、
- アメリカ合衆国内の気候変動訴訟はすでに50件を超えていた。——ブッシュ政権国内規制が進まない為
- 2007年4月最高裁も画期的であった。  
(『自由と正義』 2008年6月号 日弁連)

## 2, ①アメリカ最高裁(対EPA) 2007年4月



原告 13のNGO・(訴訟参加;マサチューセッツ州など12州・NYCなど4自治体)  
被告 環境保護庁(EPA)・(訴訟参加;テキサス州など10州・10事業者団体)

・大気浄化法は、「公衆の健康や福祉を危険にさらすと合理的に予測されうる」ような「大気汚染物質」をEPAが規制しなければならないとしている。

- ①CO2は大気汚染物質にあたるか。⇒福祉には天候や気候への影響も含まれる
- ②原告適格(合衆国憲法3章)があるか。⇒次ページ
- ③規制権限のEPAの裁量があるが、司法審査ができるか。⇒次ページ

## 2, ①アメリカ最高裁 (対EPA) 2007年4月



### 前ページの論点についての判示

⇒② マサチューセッツ州には、州の主権の及ぶ領土を

保護する権能があり、その領土が影響を受けることに関して特別の法的地位・利益があり、特別の配慮 (special solicitude) に値し、司法審査を受ける原告適格がある。

(『アメリカ気候変動法と政策』牛嶋仁他p202勁草書房)

(パレンツ・パトリーイエ *parens patriae*による原告適格の補強という解釈もある。

Wyman, 前記『自由と正義』)

⇒③EPAの規制権限不行使の裁量について

EPAが(新車からの)CO<sub>2</sub>を規制しないことが恣意的・裁量権逸脱になりうるとして、司法審査をすることができるとした。

## 2, ②アメリカ最高裁 (対企業)



原告 コネチカット州、ニューヨーク州など8州(訴訟併合;ランドトラストの集団)  
被告 アメリカ発電会社のうち上位5社

2004年頃に差し止めを求めて提訴。

理由;被告のCO2排出が地球温暖化に寄与しており、それが州や市民の被害をもたらす。(海面上昇、農業・水供給・旅行産業等)  
(public nuisance)

被告は、原告適格、主張の不足で却下を申立てた。

1審—経済政策・環境政策・外交政策及び国家安全上の利益を特定し、利益衡量することが必要で、司法判断に服さない政治的問題として却下した。

最高裁—2011年6月。EPAが大気浄化法で規制するので、原告から対企業への司法手続きは認めず(連邦法の優先)。(但し4対4なので判例法と呼べるか微妙との評価がある)

もともと、EPAが規制しなければ、民事訴訟提起できるとも判示した

⇒次ページに関連条文

2, ②アメリカ最高裁 (対企業)

## ⇒市民訴訟 (citizen suits)

---



➤ (大気浄化法 Clean Air Act Section 304)

### Citizen Suits

▪ ▪ **any person** may commence a civil action on his own behalf—  
(1) against any person (including (i) the United States, and (ii) any other governmental instrumentality or agency ···) who is alleged ··· to be in violation of (A) emission standard ··· under this Act ···

(概訳) …だれでも市民は、連邦政府や地方政府等を含む誰に対しても、それらの本法違反について…民事訴訟を提起できる

## 2, ③アメリカ高裁（対企業）



原告 NY市

被告 石油企業の手（米エクソンモービル社、ロイヤルダッチシェル、BP、シェブロン、コノコフィリップス）

2018年気候変動対策費用を損害として請求した。

ハリケーンで数十億ドルを費やし、今後も多額の対策費が掛かる。

化石燃料の燃焼が気候変動に影響を与えていると知りながら、化石燃料の生産・販売をしたことで、NY市が損害を受けた。

2021年4月に連邦高裁でNY市が敗訴。

・2021年4月に別訴提訴した。

## 2, ④アメリカの私的司法長官理論等 —アメリカで訴訟が多い背景—

---



- 環境アセス手続きを司法で利用しやすいことに加えて、以下の点がある。
- 公益的訴訟の勝訴者は、違法を是正して、私的に司法長官 (Attorney General) の役割を果たしたと評価する。
- その社会的貢献に報償等を認める理論。
- たとえば、片面的敗訴者負担。  
(勝訴した場合、相手方から弁護士報酬を回収できる)

## 2, ④アメリカの私的司法長官理論等

---



### ➤ アメリカ現地で見た法遵守の工夫

- 高額な民事罰                      civil penalty  
(フロンガス放出で約1億円)
- 市民訴訟                              citizen suit
- 私的司法長官理論                  private attorney general theory
- 片面的敗訴者負担                  one way fee-shifting
- 情報開示                              disclosure of information
- 3倍賠償

## 2, ④アメリカの私的司法長官理論等 民事罰の規定例(大気浄化法)

---



### ➤ Clean Air Act 211

(1) Civil penalties.-Any person who violates ▪ ▪ this section shall be liable to the United States for a civil penalty of not more than the sum of \$25,000 for every day of such violation and the amount of economic benefit or savings resulting from the violation.

(概訳) 「違反者は、1日につき2万5000ドルを超えない額、及び、違反によって得た利益又は免れたコストの額の民事罰を連邦政府に支払わなければならない。」

### 3, ①オランダ最高裁, Urgenda事件 2019年12月20日

背景 政府目標「2020年までに1990年比で30%削減」を⇒⇒2011年に「20%」に緩和した。  
(EUが20%としたためか)

原告 NGO  
被告 オランダ政府

請求内容 政府が2020年までの削減目標を25-40%(90年比)に引き上げるように命じること。

地裁判決(15年6月); ⇒政府が2020年までの削減目標を25%に引き上げるよう命じた。

- ・気候変動は、既に現実(real)で切迫した(immediate)危険で人権侵害である。
- ・削減目標を引き下げる理由の説明がなかった。

最高裁(2019年12月20日); 国の上告棄却。

「人権侵害から国民を守るのは裁判所の責務」である。

国の裁量とせずに司法判断をした。

### 3, ②オランダ 地裁 ロイヤル・ダッチ・シェル判決

---



原告 フレンドオブジアースなどNGO, 市民17,379人

被告 ロイヤル・ダッチ・シェル(RDS)

[Royal Dutch Shell must reduce CO2 emissions \(rechtspraak.nl\)](https://rechtspraak.nl) 判決・読み上げの動画あり

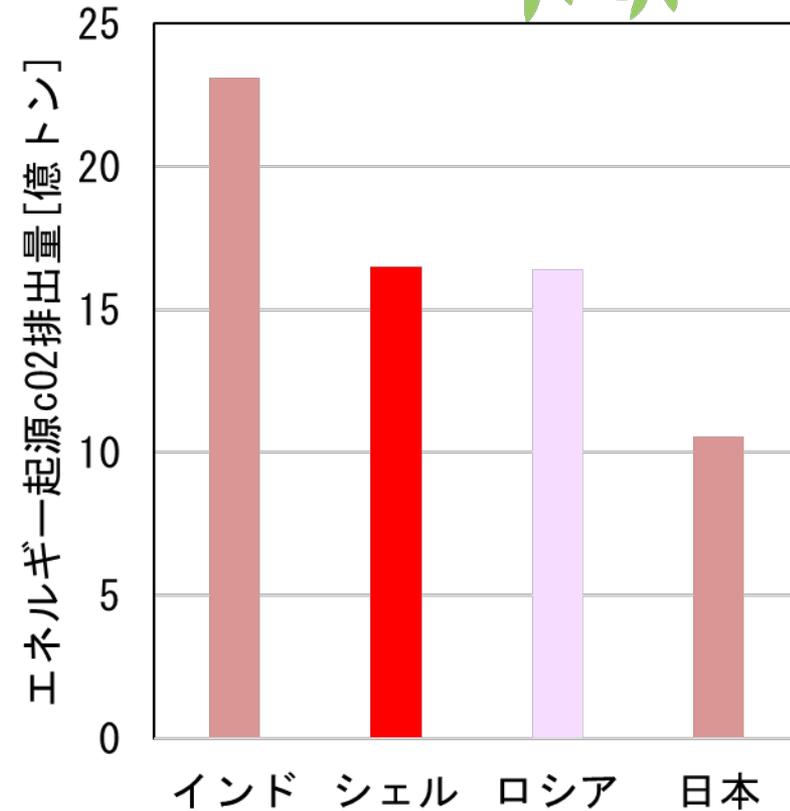
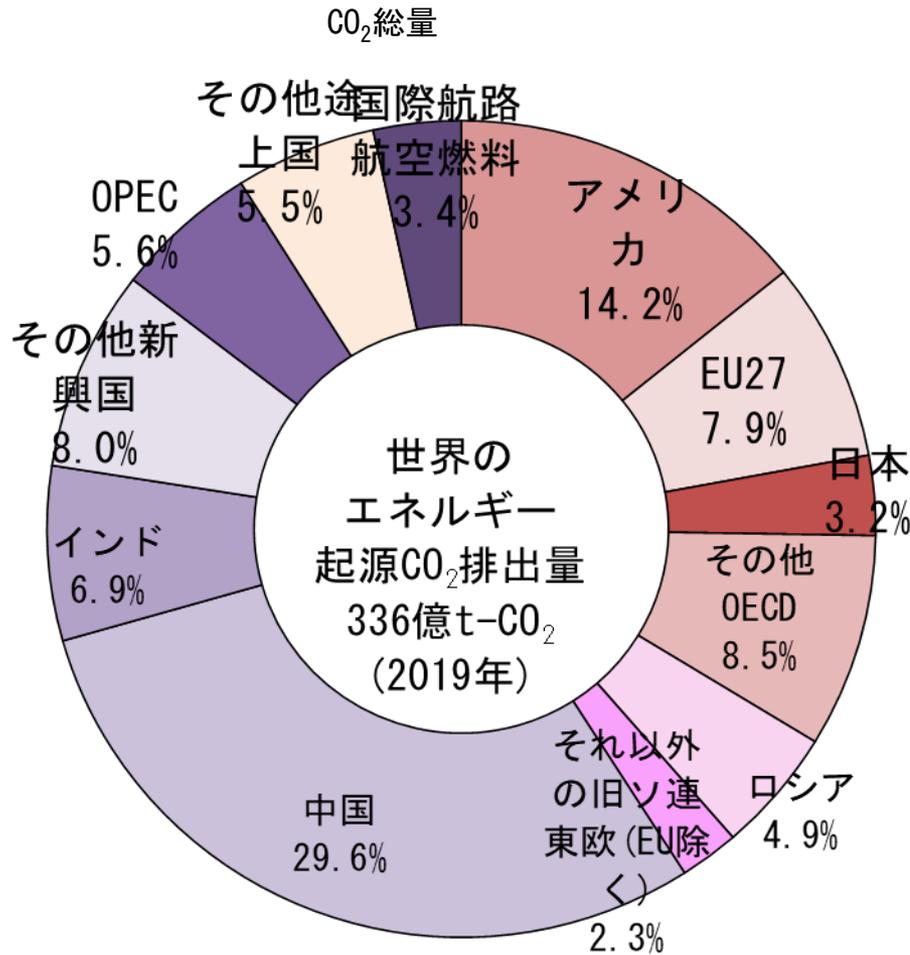
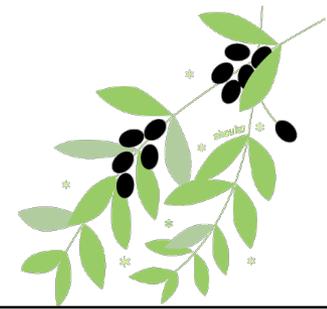
RDSは、2021年2月にGHGを2050年までに実質ゼロのポリシーを示していたが、中間目標は漠然としており、**2030年までの目標を欠き**、さらに国際情勢に応じてエネルギー変革を遅らせることができる余地を残していた。このように自ら先駆的な削減をしようとせず、むしろ新規事業投資により自らの削減目標に合致していないと判示された。

ハーグ地方裁判所は、RDSには**2030年までに2019年比で実質45%削減する義務がある**と判断した。

サプライヤーや顧客からの排出にも責任を負う。

控訴中。

# 3, ② シェル・グループのCO<sub>2</sub>排出は 世界第4位のロシアとほぼ等しい

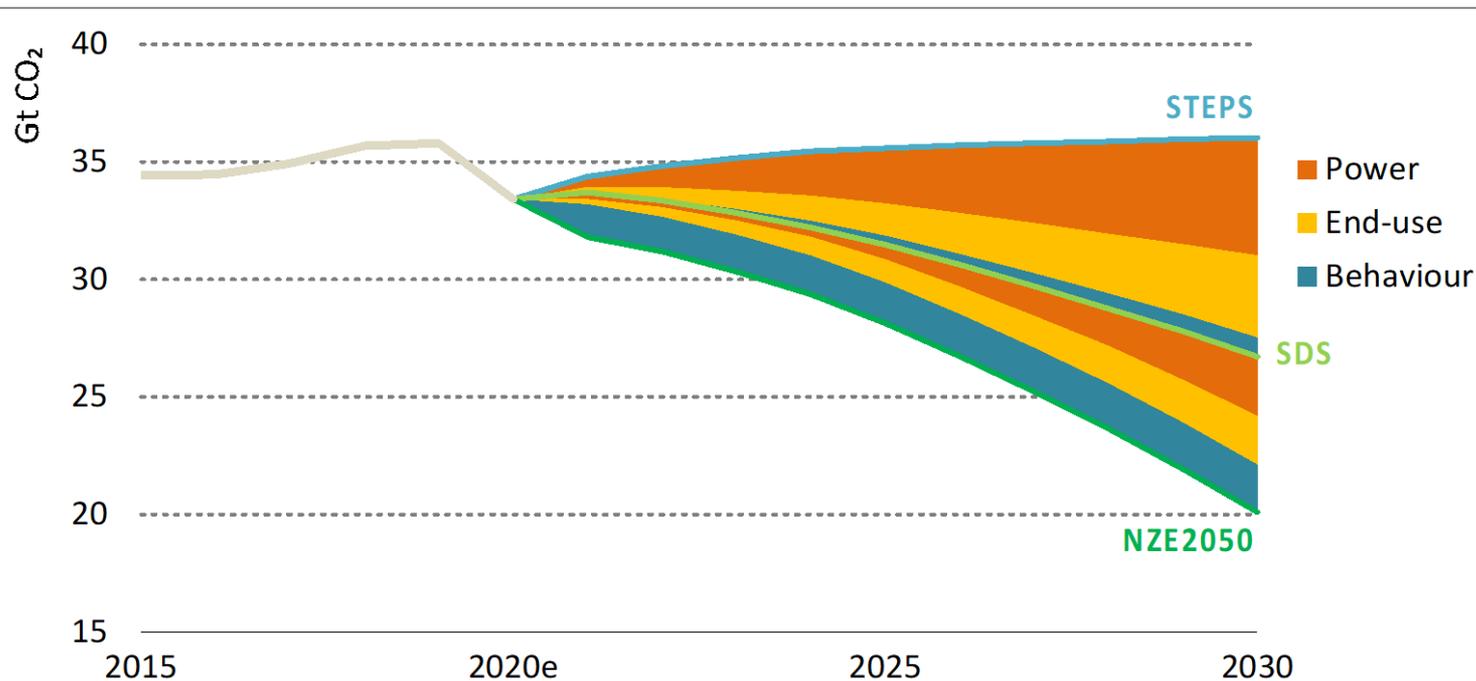


IEA: GHG emission highlightより作成

IEA: GHG emission highlightより作成



Figure 4.1 ▽ Energy and industrial process CO<sub>2</sub> emissions and reduction levers in the scenarios



オランダ判決ではIEAの削減シナリオ図表も掲載された

STEPS: Stated policies Scenario

SDS: Sustainable Development Scenario

NZE2050: Net Zero Emission Scenario

現行政策延伸シナリオ

持続可能な開発シナリオ

2050年排出ゼロシナリオ

IEA World energy outlook 2020年版

# 3, ② 論点



①オランダ民法6巻162条 (Book6 Section162) の**不法行為**のうち  
「**適切な社会行為とみなされる成文化されていない法**  
(又は**成文化されていない社会通念上の規範**)

に反する行為又は不作為」にあたるか？

(an act or omission in violation of what according to  
unwritten law has to be regarded as **proper social conduct**)

②その場合の**注意義務 (care)**はどのような点が考慮されるか？

成文化されていない注意義務を具体化する際には個別具体的な事案  
の全て事実関係を裁判所が勘案することになる。判決4.4.1

(「オランダ判例速報2021年7/8月号」burenlegal.com)

### 3, ②判断要素 判決4.4.2~4.4. 55

---



- (1) RDSが、シェルグループ内で方針決定できること。
- (2) シェルグループのCO2排出量(多くの国家以上)
- (3) CO2がオランダに与える深刻で後戻りできない結果
- (4) オランダ居住者の生命に対する権利と私生活・家族生活が尊重される権利(欧州人権規約2, 8条, 国際自由権規約6条, 17条)

⇒人権は、国家と市民に直接適用されるが、人権は社会全体の関心であり価値であることから、裁判所は人権とその価値をRDSの配慮基準の解釈に含める(判決4.4.9)。

# 3, ②判断要素 続き

---



## (4) 続き 国連人権特別報告 2019年

気候変動を含む一連の環境問題に、人権規範を適用することは世界的コンセンサスがある(判決4.4.10)。

## (5) 国連のビジネスと人権に関する指導原則

- ・UNGP (the UN Guiding Principles) は、人権に関する国家や企業の責任を導くソフト・ローである。
- ・国家は企業を含む第三者による人権侵害を防がなければならない。企業は国家との違いがあるが、企業が人権を遵守する義務があることはグローバル・スタンダードといえる。企業が他人の人権侵害を回避すべきであり、企業が関与する人権への悪影響に取り組まなければならない。

### 3, ②判断要素 続き

---



#### (7) 危険な気候変動を防ぐために必要な対策

パリ協定は締約国を拘束せず、RDSも拘束されない。が、CO2削減は国だけでは削減できず、国で無い当事者による行動が必要との国際共通認識が形成されている。

#### (8) CO2削減への道程

1.5度特別報告は、1.5度上昇までに抑える確率を50%にするためには、2030年までに2010年の実質45%の削減を要するとする。そのためには、2017年段階で580Gtしか排出できないとされたが、毎年40Gt出ているので、2020年段階で460Gtしか排出できなくなっている(2021年段階では10.5年程度)。

# 3, 判決まとめ



- RDSは、2019年、2020年に、シェルグループの気候変動対策に関する**ポリシー**を厳格化した。が、**事業計画**は修正されていない。
- ポリシーが漠然として、特定できず、2050年までの何の拘束もない長期目標と言わざるを得ない。
- 国や国際社会の対策が遅れたら、自らも遅らせる余地を残しており先駆的役割を各国やその他の者に担わせようとしている
- RDSはシェルグループのグループ・ポリシーを通じて積極的に削減義務を実現する責任を考慮していない。
- シェルグループポリシーは本件削減義務と相いれない。
- したがって、RDSには、本件削減義務に切迫した違反がある(imminent)。

### 3, 判決の影響についての考察

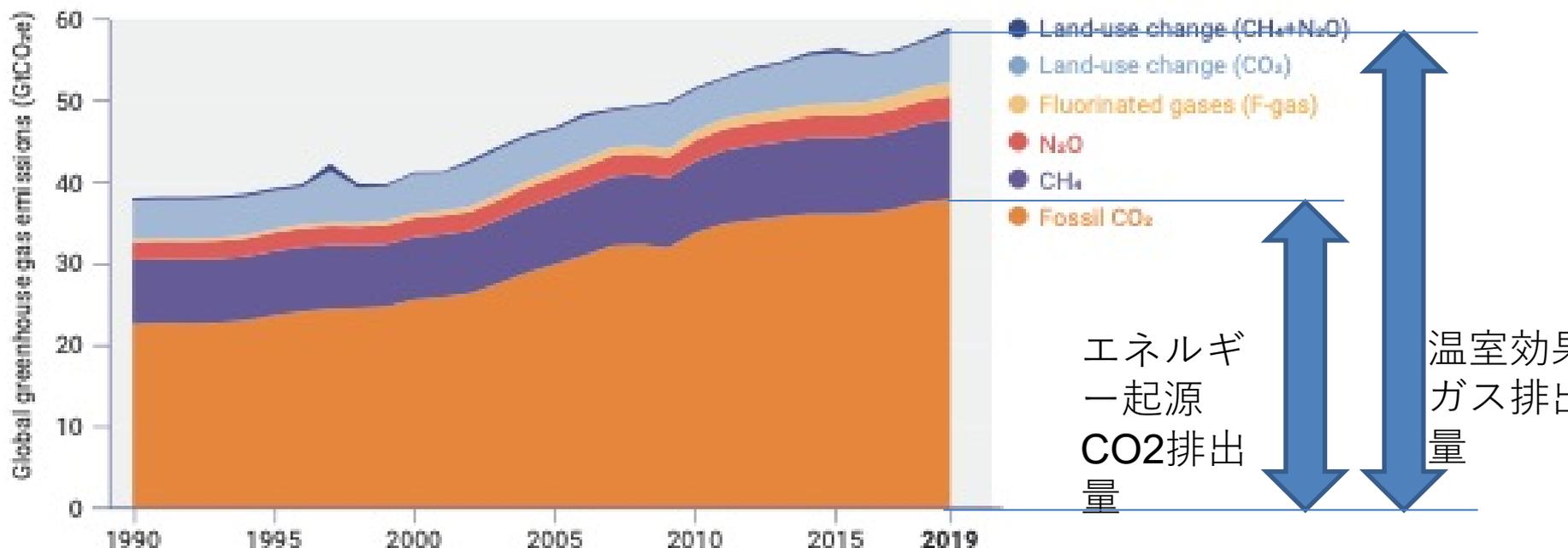


- ・一般的な民法不法行為の注意義務としているので、広く用いる。
- ・カーボン・バジェットの考え方、1.5°C特別報告の2030年削減目標、気候変動による人権侵害を回避する義務を国だけでなく各企業にも向けられているとしたこの判決の影響は、GHG排出量の多い企業にも影響し、金融関連機関にも影響する可能性がある。
- ・各国の司法アクセスの程度、人権意識の指標になる可能性もある。

# 3, ②世界の排出構造



Figure ES.1. Global GHG emissions from all sources

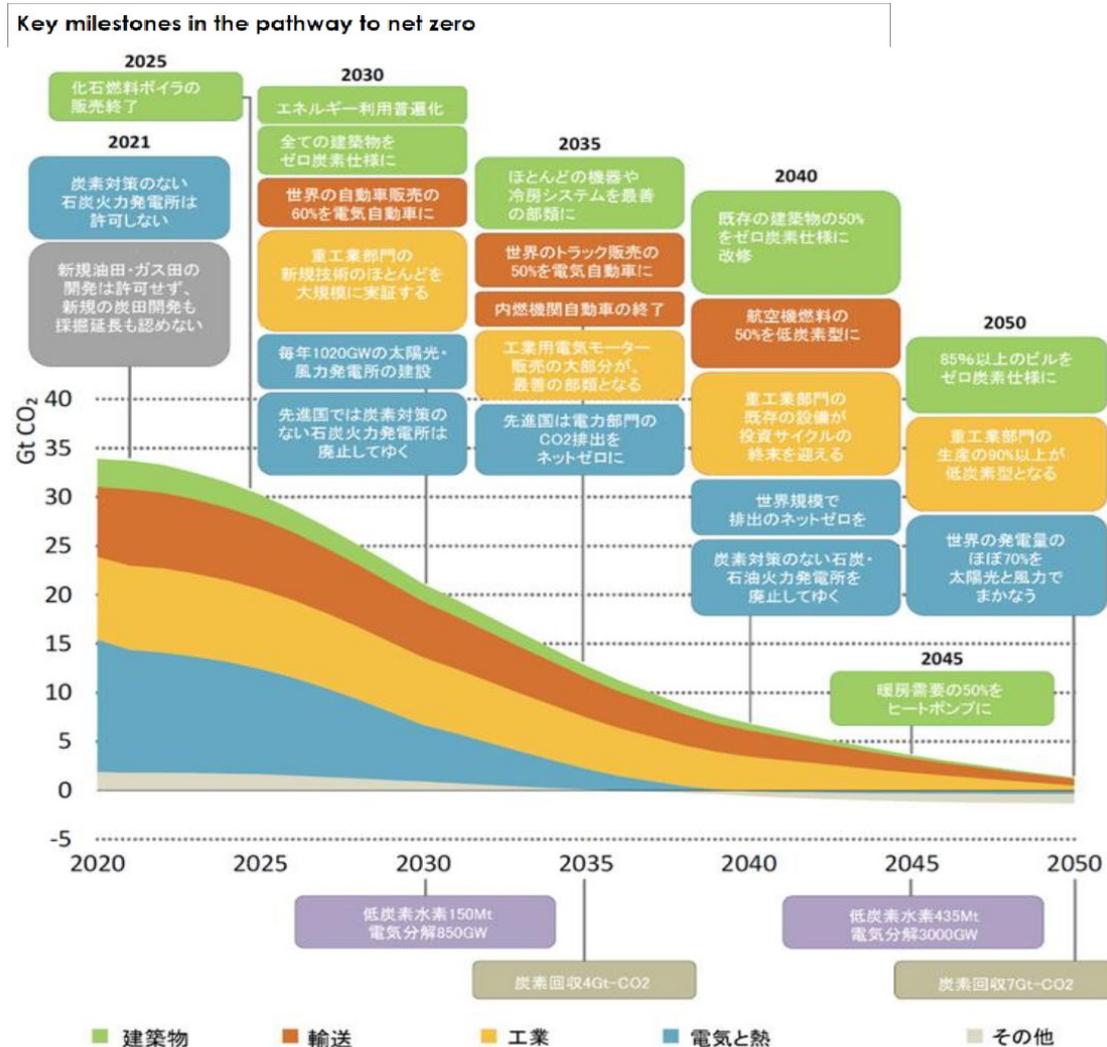


グラフはUNEP Emission Gap Report

### 3, ② IEA国際エネルギー機関の「排出ゼロへの道筋」



ネットゼロ・パスウェイにおける主なマイルストーン



IEA net zero pass way 関西学院大学朴先生翻訳

# 3, ②参考UNEP emission gap report

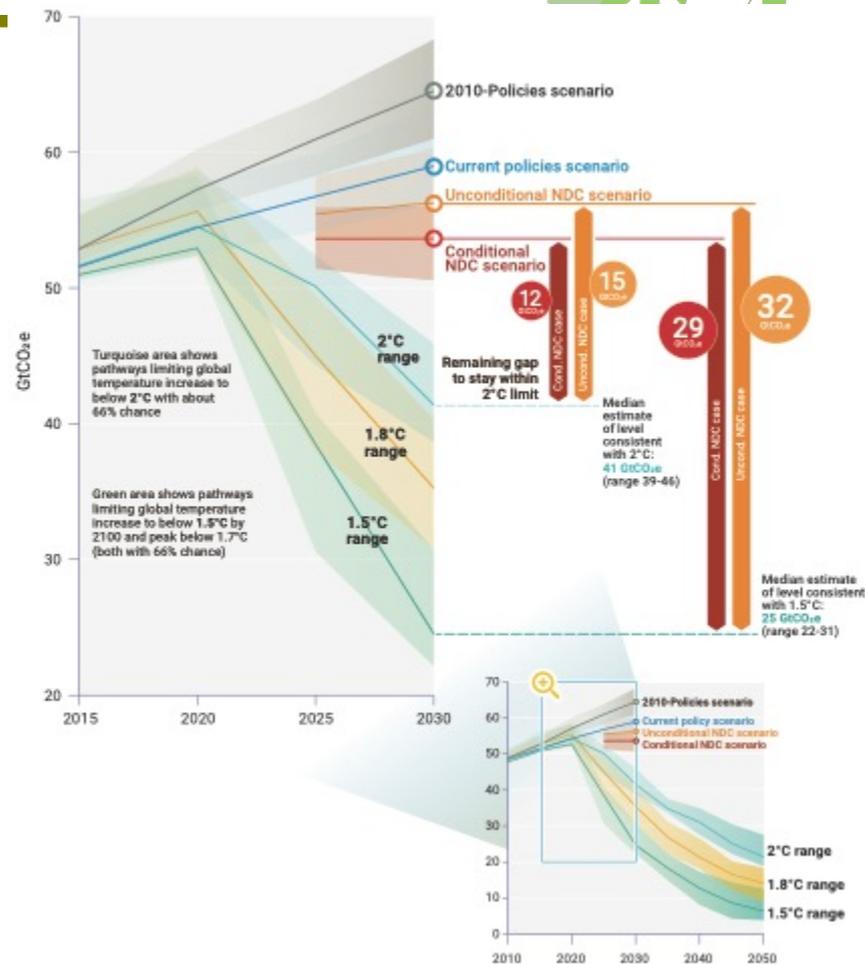


UNEPは、今の各国の目標では1.5°C抑制にならないことを毎年警告している。

途上国の目標に先進国支援の条件をつけている所が多いので、無条件、条件付きで分けている。

対象ガスは温室効果ガス全体。

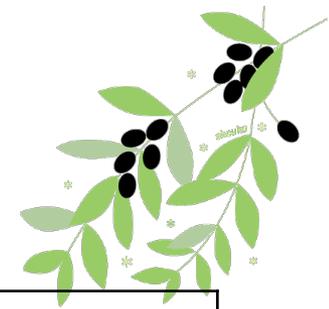
国家だけでは困難。  
企業の役割が重要。



UNEP Emission Gap Report 2020

### 3, ②参考

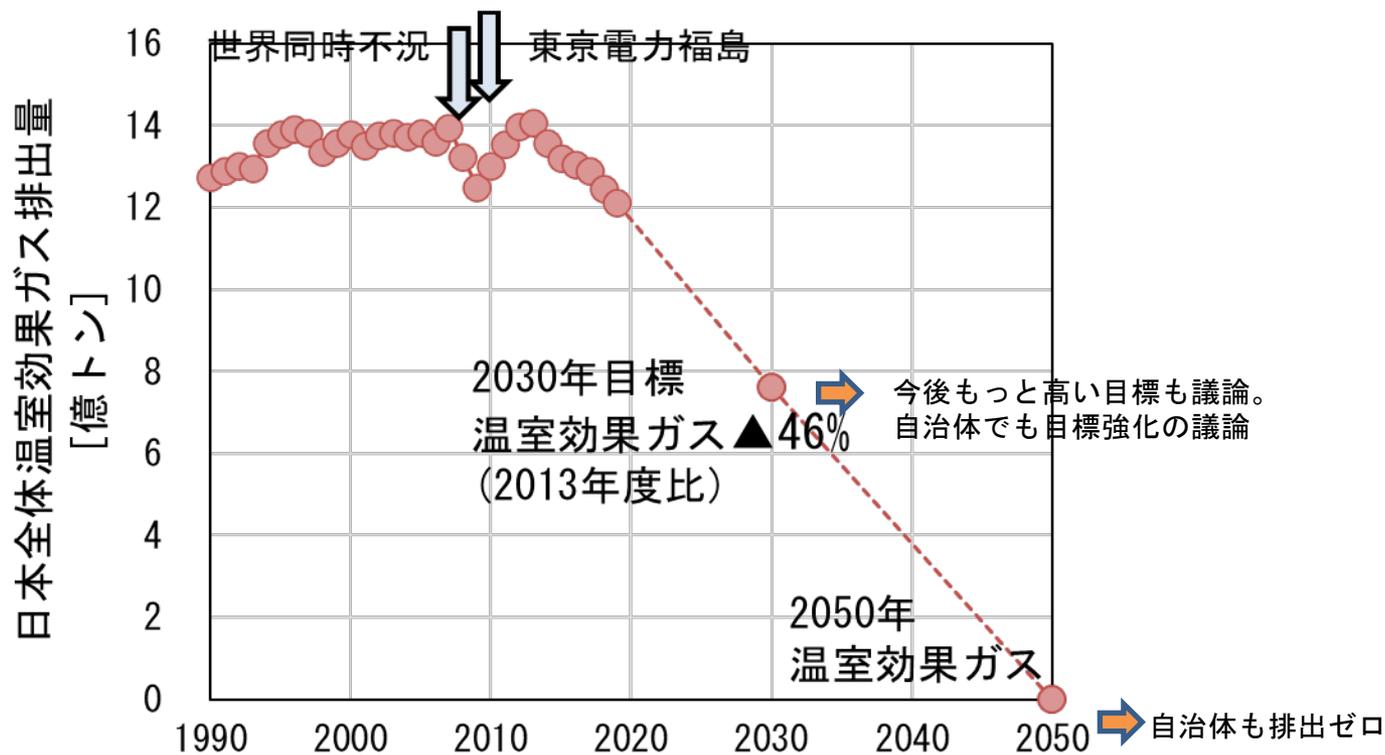
## 先進国の排出削減目標強化



	2030	2035	2040	2045	2050	備考
デンマーク	70%				実質ゼロ	2030年石炭火発ゼロ
英国	68%	78%			実質ゼロ	2024年石炭火発ゼロ、2035年発電ゼロエミッション
ドイツ	65%			実質ゼロ		2038年石炭火発ゼロ目標を前倒し検討中
オーストリア	(55%)		実質ゼロ			EUと共同達成
フィンランド	(55%)	実質ゼロ				
EU	55%				実質ゼロ	共同達成
ノルウェー、アイスランド	55%				実質ゼロ	
スイス	50%				実質ゼロ	
米国	50-52% (05年比) 43-45% (90年比)				実質ゼロ	2035年発電ゼロエミッション
日本	46% (13年比) 40% (90年比)				実質ゼロ	
カナダ	40-45% (05年比) 26-32% (90年比)				実質ゼロ	



### 3, ②参考 日本政府の排出削減目標強化



# その他の気候変動訴訟



## ①アメリカ ジュリアナ訴訟

若者がCO2排出の差止めを求めた。平等・適正手続きなどの人権侵害を主張した。救済可能性などが問題とされた。係争中

②ドイツ 2021年4月 連邦憲法裁判所による気候変動法の違憲判決が出された(カーボン・バジェット、比例原則)

③パキスタン 2015年 ラホール地裁 「各省庁は気候変動対策実施担当者を設置するように」

(「世界の気候変動訴訟」 アナリス ガイズバート2021年10月7日)(「今なぜ、気候変動「訴訟」?」(一原 気候ネットワーク))

# その他の参考文献

---



- 「オランダ最高裁 2019年12月20日「危険な気候変動被害は人権侵害」」 浅岡美恵  
2020年2月29日
- 「シンポジウム 司法は気候変動の被害を救えるか～科学からの警告と司法の責任～」  
報告書一」日本弁護士連合会 2020年2月14日